

子育て世帯の方へ

6月から児童手当制度が変わります

児童手当法の改正により、6月から児童手当制度が変わります。

所得上限額が設けられます

10月支給分（6～9月分）の手当から、児童を養育している方の令和3年度中の所得が下表の所得額以上の場合、児童手当・特別給付が支給されなくなります。

扶養親族等の数	所得額	収入の目安
0人	858万円	1,071万円
1人	896万円	1,124万円
2人	934万円	1,162万円
3人	972万円	1,200万円
4人	1,010万円	1,238万円
5人	1,048万円	1,276万円

* 限度額以上の所得の方には、10月の支給日までに児童手当・特別給付が支給されなくなる旨の通知を送ります。

* 翌年度以降の所得が限度額を下回った場合には、再度児童手当を受給するための手続きが必要となります。

現況届の提出が原則不要となります

これまで全ての方に提出を求めていた「児童手当・特例給付現況届（現況届）」を、次の方を除き不要とします。

【引き続き現況届の提出が必要な方】

- 離婚協議中で配偶者と別居していることを理由に児童手当を受給している方
 - 支給対象児童の戸籍や住民票がない方 など
- * 引き続き提出が必要な方には、案内を送付します。
* 上記とは別に、現況届で確認していた情報に変更が生じた場合には手続きが必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎内線 338

6月から児童手当関係の一部の手続きがオンラインでできるようになります。詳しくは、6月以降に順次、ひたちナビのプッシュ通知や市のHPでお知らせします。

ご利用ください！安全・安心・住みいる助成制度

住宅の耐震・浸水・防犯対策費用の一部を助成

5/20から
受付開始

工事の契約前に申請が必要となります。 * 各対策の申請方法や期限については、お問い合わせください。

【助成対象】

①耐震対策

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した2階建て以下の木造戸建て住宅

【工事までの流れ】

ステップ1 (耐震診断)	建築士による、耐震改修などの必要性の判定を目的とした耐震診断を実施
ステップ2 (耐震改修計画)	耐震診断をより精密に行い、耐震改修計画を作成 *ステップ1で耐震性が不十分と診断された住宅が対象
ステップ3 (耐震改修)	ステップ2の耐震改修計画に基づいた設計、耐震改修工事を実施

②浸水対策

防水板設置工事：住宅への浸水を防ぐため、門扉や住宅の出入り口などに防水板を設置する工事

住宅かさ上げ工事：過去に床上浸水の被害を受けた住宅のかさ上げ工事

③防犯対策

補助錠、防犯フィルム、防犯ガラス、窓格子、防犯カメラ取り付けなどの防犯対策工事

【助成金の額】

対策名		助成率	限度額
① 耐震対策	耐震診断	15 / 16	30,000円
	耐震改修計画	1 / 3	100,000円
	耐震改修	1 / 3	300,000円
	耐震改修計画+耐震改修	4 / 5	1,000,000円
② 浸水対策	防水板設置工事	3 / 4	300,000円
	住宅かさ上げ工事	3 / 4	3,000,000円
③ 防犯対策	軽微な取り付け工事	1 / 3	10,000円
	防犯改修工事	1 / 3	50,000円

* 助成を受けるためには要件があります。また、工事を施工できる事業者が指定されています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 住政策推進課 ☎内線 247

障害者手帳をお持ちの方へ

タクシー助成制度を利用できます



障害のある方が医療機関などへ通院・通所する際に利用するタクシー代の一部を助成します。利用には事前に申請が必要です。 * 昨年4月から、新たに精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方も利用できるようになりました。

対象 次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1～3級の方
- 身体障害者手帳（視覚障害・下肢機能障害）4級の方
- 療育手帳①・Aの方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

助成額 上限月額5,000円（1回あたり500円単位で助成）

申請方法 必要書類を直接、障害福祉課か各支所へ
* 障害福祉課への郵送可

必要書類 申請書（障害福祉課、各支所にあるほか、市のHPからダウンロードできます）、障害者手帳（郵送の場合は写し）

問合せ 障害福祉課 ☎内線 492

在宅で生活をする障害のある方へ

日常生活用具を給付します



在宅で生活をする障害のある方を対象に、日常生活用具の給付を行っています。対象となる日常生活用具を昨年4月1日から新たに3品追加していますので、

希望される方は、事前に障害福祉課へご相談ください。
* 申請前に購入した場合は、給付の対象になりません。

問合せ 障害福祉課 ☎内線 457

追加した品目	対象者	補助上限額	補助額	補助回数
発電機	下記のいずれかに該当する方 ■ 呼吸機能障害3級以上などの方で、常時人工呼吸器、酸素濃縮器を使用する方 ■ 呼吸機能障害3級以上か喉頭摘出による音声・言語機能障害3級などの方で、電気式たん吸引器を使用する方 ■ 呼吸機能に障害のある難病患者などであって、必要と認められる方	120,000円	購入金額の9割	1人1回
盲人用血圧計（音声式）	視覚障害2級以上の方（盲人のみの世帯かこれに準ずる世帯）	10,000円		5年に1回
人工鼻	音声機能障害3級以上の方で、喉頭摘出により埋込型の人工喉頭を常時使用する方	24,000円（月額）		—

* その他の対象となる日常生活用具については、市のHPをご覧ください。

24時間いつでも出せる！

ビン類の拠点回収をご利用ください



6月1日から拠点回収場所を増設しますので、ぜひご利用ください。

回収時間 24時間いつでも（年末年始は除く）

回収場所

- 十王支所 東側出入口 **NEW** 6月1日～
- 多賀支所 南側出入口 **NEW** 6月1日～
- 日立市役所 西側駐車場内
- 南部支所 多目的室入口（6月1日から来年3月31日までは久慈交流センター）

回収するビンの種類 再生ビン（①無色透明 ②茶色 ③その他の色） * 家庭から出るビン類に限ります。

出し方 回収場所に設置してある専用容器内に、種類ごとに分別して入れてください。 * 簡単に外すことのできるラベルやキャップなどは取り外し、中身を空にして、すすいでから入れてください。

問合せ 資源循環推進課 ☎内線 547